

阿賀野市監査委員告示第3号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて実施した令和6年度財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和6年7月16日

阿賀野市監査委員 照 田 伸 宏

阿賀野市監査委員 村 上 清 彦

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査を実施した者

監査委員 照 田 伸 宏

監査委員 村 上 清 彦

2 監査の種類

財政援助団体監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体 阿賀野市食生活改善推進委員協議会

(2) 監査対象補助金 阿賀野市食生活改善推進事業補助金

(3) 所管課 健康推進課

4 監査の場所

阿賀野市監査委員事務局 事務室

5 監査の範囲

令和5年度の補助金に係る出納その他の事務の執行状況

6 監査の期間

令和6年5月20日から令和6年6月3日

7 監査の実施内容及び着眼点

阿賀野市監査基準に準拠して監査を実施した。

団体から監査調書の説明を受けた後、事前に行った帳票類等の調査結果に基づき、関係者から内容等を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・団体に対する補助金が目的に沿って適正に執行されているか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理等は適正か。

8 監査の結果

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、対象となった財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務は当該補助金の目的に沿って行われ、おおむね適正に執行されている。

阿賀野市食生活改善推進委員協議会は養成講座を受講したボランティアで構成されており、食生活の改善や地域住民の健康増進を目的として朝食摂取や減塩料理の推進、郷土料理の普及、市事業への協力など様々な活動を活発に行っている。これらの活動は、核家族化やライフスタイルの変化によって生じる課題の解決や市が掲げる食育推進計画実現への一助となっている。

今後も市との連携・協働により食育の普及促進に努めていただきたい。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査を実施した者

監査委員 照 田 伸 宏

監査委員 村 上 清 彦

2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

3 監査の対象

(1) 公の施設 笹神農民研修所 笹神地区農産加工所

(2) 指定管理者 新潟かがやき農業協同組合（ささかみアグリセンター）

(3) 所管課 農林課

4 監査の場所

新潟かがやき農業協同組合（ささかみアグリセンター） 会議室

5 監査の範囲

令和5年度の指定管理施設に係る出納その他の事務の執行状況

6 監査の期間

令和6年5月20日から令和6年6月3日

7 監査の実施内容及び着眼点

阿賀野市監査基準に準拠して監査を実施した。

団体代表から監査調書の説明を受けた後、事前に行った帳票類等及び施設の現地調査結果に基づき、関係者から内容等を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・公の施設管理に係る収支の会計経理等は適正になされているか。

8 監査の結果

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、対象となった指定管理施設に係る出納その他の事務は施設の設置目的に沿って行われ、おおむね適正に執行されている。

農民研修所は農業経営及び農村生活の改善及び合理化、農村居住者の健康増進並びに地域連帯感の養成を目的に、また農産加工所は高付加価値農業の振興と地域農業の活性化を目指し設置された。

現在、利用は限定されており、施設の老朽化も顕著であることから、今後の施設の在り方や方向性について関係機関における協議を望むものである。